

本日討議いただきたい事項

1. 検討の全体像

検討にあたり、プラットフォーマーを以下の通り類型化することが考えられるが、その際留意すべき点について、どう考えるか。

- (1) 一般利用者と金融機関との間に介在し、多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供する主体【金融分野のプラットフォーマー〔一般利用者・金融機関間介在型〕】
- (2) 一般利用者と一般利用者との間に介在し、資金の融通や金融取引を成立させたり、そのための仕組みを提供したりする主体
【金融分野のプラットフォーマー〔一般利用者・一般利用者間介在型〕】

2. 金融分野のプラットフォーマー〔一般利用者・金融機関間介在型〕

海外でみられる、多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供するプラットフォーマーの中には、一般利用者からの支持を得て急速に拡大している者も存在する。日本において、こうしたプラットフォーマーが拡大していくことに関して留意すべき点について、どう考えるか。

- (1) プラットフォーマーへの対応のあり方は、プラットフォーマーの「立場」（“向いている方向”）が一般利用者側であるのか、金融機関側であるのかによって異なると考えられる。その「立場」は、法律上の定義（「一般利用者の委託を受けて」「金融機関のために」）ではなく、報酬などのインセンティブにより決定づけられているとの指摘もあるが、どう考えるか。
- (2) プラットフォーマーが、一般利用者でも金融機関でもない第三者から報酬を受け取ることについて、どう考えるか。
- (3) プラットフォーマーが、多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスを取り扱い、真に一般利用者の利益に適う商品・サービスを推奨するようにするために必要な方策について、どう考えるか。特定の金融機関が、報酬の多寡や所属制を通じてプラットフォーマーに与える影響について、どう考えるか。
- (4) プラットフォーマーへの対応のあり方は、「立場」や提供する商品・サービスの分野（「決済」「預金受入れ」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」）のみならず、プラットフォーマーが果たす役割の複雑性（利用者の判断に影響を与えうる役割なのか、単に情報や指図を伝達する役割なのか）によっても異なると考えられるが、どう考えるか。

3. その他

このほか、プラットフォーマーへの対応に係る検討を進めていく上で、留意すべき論点はあるか。

（以 上）